

会 議 報 告 書

会議名	令和５年度第３回三郷市地域包括支援センター運営協議会		
日 時	令和６年２月１９日（月） 午後１時３０分～午後２時４０分	場 所	保健センター分室２階 第一会議室
次 第	１．開会 ２．議事 （１）審議 ①三郷市地域包括支援センター職員の変更等について【資料１－１】【資料１－２】【資料１－３】【資料１－４】 ②令和６年度運営事業計画（案）について【資料２】 ③令和６年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容（案）について【資料３】 （２）報告 ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【資料４】 ②第９期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について【資料５】 ③三郷市地域包括支援センターみさと中央の専門職欠員の対応について ④「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について【資料６】 （３）その他 ３．閉会		
出席者	【会 長】谷口聡 【副会長】清水美代子 【委 員】鈴木昌弘、小林真人、南幸一、岩井新一、山口典子、丸井明美 【事務局】原山千恵（いきいき健康部理事兼副部長）、中村一之（介護保険課長）、茂木光司（長寿いきがい課長）、斉藤嗣幸（長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長）、久保田恵子（長寿いきがい課主任）、岡本宇美（長寿いきがい課主任）、小笠原郷太（長寿いきがい課主事） 【傍聴人】０人 【欠席者】白石憲雄、寺田慎		

●審議事項における確認事項

議事

（１）審議

- ①三郷市地域包括支援センター職員の変更等について・・・・・・・・承認
- ②令和６年度運営事業計画（案）について・・・・・・・・承認
- ③令和６年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容（案）について・・・・承認

（２）報告

- ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について・・・・・・・・承認
- ②第９期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について・・・・承認

- ③三郷市地域包括支援センターみさと中央の専門職欠員の対応について・・・承認
- ④「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について・・・承認

令和 5 年度第 3 回三郷市地域包括支援センター運営協議会 議事内容	
1. 開会	
○谷口会長あいさつ ○原山理事あいさつ	
2. 議事	
(1) 審議	
①三郷市地域包括支援センター職員の変更等について 【資料 1－1】 【資料 1－2】 【資料 1－3】 【資料 1－4】 (非公開)	
承認	
②令和 6 年度運営事業計画（案）について【資料 2】	
事務局	三郷市の令和 6 年度運営事業計画を基に各地域包括支援センター（以下、「包括」とする）が来年度運営方針を作成する。そのため、三郷市の事業計画(案)について先にこの場で審議をお願いしたい。今年度は目標を大きく 3 つ掲げている。 1 つ目は「認知症の早期発見・早期対応及び認知症啓発の推進」で、認知機能検査の検査体制の拡大として令和 4 年度の 6 会場から、今年度は 9 会場へ増加した。また、進行予防のためのフォロー体制を構築することについて検査当日の問診から「からだフレイル」を即時判定し、リハビリ職による身体活動に関する個別保健指導を実施する体制を整えた。 啓発活動においては、市民講演会を開催し映画の上映や埼玉県オレンジ大使によるトークセッションを行い、認知症になっても本人の尊厳を尊重することの重要性を啓発することができた。また、会場ではご本人達が作成した様々な作品を展示し、生活の中で本人ができることを尊重する啓発を行った。これらの啓発活動において三郷市と包括が中心となる他、オレンジ会議を活かしたネットワークによる多角的な視点を生かして推進していくことが重要であることの気づきとなった。また、今年度は各圏域に 1 か所ずつチームオレンジを立ち上げることができたので、今後も三郷市と包括が連携しチームオレンジを後押ししていきたい。 2 つ目は、「高齢者の孤立化の防止及び介護予防・重度化防止対策の推進」である。コロナ禍前のように通いの場の活動が活発化したことに伴い、各包括がそれらの通いの場との連携を強化し、参加者だけでなく運営者も孤立させないよう取り組むことで、支援が必要な対象者の早期発見と地域の関係者を巻き込んだ地域づくりに繋げている。この取り組みはチームオレンジの認定に大きく寄与しており、各包括では今後のチームオレンジの拡大に意欲的に取り組む姿勢を示している。また、包括で開催する地域ケア会議は 1 月末時点で 15 回開催しており、この内複数の包括において身寄りのない高齢者の権利擁護支援を取り上げている。三郷市

	成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を立ち上げ、権利擁護支援の関係機関との連携強化や仕組みづくりの検討を開始している。成年後見開始の市長申立てや申し立て費用・助成及び報酬助成においても制度の利用が必要なかたが利用できるよう、対象者の見直し等の検討を進めており、包括と共に課題とされている制度の狭間の支援体制の構築を進めている。これらの検討について、包括の意見を取り入れながら、包括の権利擁護支援のバックアップを進めていく必要があると考えている。 3つ目は、災害発生時や感染症流行期における業務継続計画の策定である。年度内の策定に向けて所長会議で協議し、初動体制の統一化を図っている。併せて包括による安否確認対象者のリスト管理や対象者の優先順位づけについて検討し、包括にて災害発生時に誰もが瞬発的に対応できる仕組みを進めている。 以上の評価と第9期計画の内容を踏まえ、次のような運営事業計画（案）とした。1つ目は、包括の機能強化である。三郷市と包括の連携を強化するために、三郷市地区担当者が包括の困難事例に積極的に関わり問題解決に向けて対応する。そのためにも情報共有、方針の共有、役割分担等コミュニケーションを図りながら進めていく。また、研修会やネットワーク会議などの開催を複数の包括で共同開催するなどして包括機能のボトムアップを図りたいと考えている。 2つ目は、地域の関連機関の連携強化である。地域の中核機関としての役割強化に向けて、生活関連企業や町会との顔の見える関係づくりを強化し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組む。また、包括開催のグループワークや情報交換の場を活用し、介護支援専門員の問題解決能力の向上の狙いを含めた事業運営を図る。 3つ目は認知症の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進である。三郷市がキャラバンメイト養成講座の独自開催やキャラバンメイト連絡会の開催を通し、包括職員以外のメイトを巻き込んだ活動の拡大を図る。また、認知症地域推進員が中心となって三郷市の事業に積極的に参加することを通し、認知症バリアフリーに向けた包括としての地域での役割を捉える。 最後に包括がチームオレンジと連携し、適宜バックアップをしながら本人と家族及びチームの支援を進める。
谷口会長	何か質問等あるか。
山口委員	資料4ページ1.③複数の包括で研修会やネットワーク会議等を共同開催するとあるが、これはとても良いことだと思う。その前に記載のある包括間による知識や力量の差が拡大してきている現状があるとあるが、いかがか。
谷口会長	事務局いかがか。
事務局	包括によっては、得手不得手があると思う。得意な所では、地域の企業を通じて認知症サポーター養成講座の開催に力を入れている事業所、地域の町会や地区サロンに重きを置いて動いている事業所もある。力量の差が大きすぎるというよりは、包括が共同で事業を開催することにより得手不得手の差が縮まりいい効果が生まれることを期待している。
山口委員	了解した。

谷口会長	他にご意見のあるかたはいるか。
清水委員	資料 2 ページ、認知症機能検査を開催して昨年度よりも受検者数が上回ったと記載があるが、具体的に昨年度と今年度の数字を教えてください。 2 つ目は、リハビリ専門職による個別保健指導を実施して体制を整えたと記載があるが、実際はどの程度実施されたのか。 資料 3 ページ②「このうち、複数のセンターにおいて身寄りがない高齢者の権利擁護支援を取り上げており、早期介入の必要性のほか、支援者が相談できる専門職（司法書士等）とあるが、最初に挙がってくるのが司法書士というのは不思議である。なぜ司法書士なのか。権利擁護や虐待に関しては、普通は法的な部分では弁護士・福祉的な部分で社会福祉士が一般的に認知されている。それが全てではないし、司法書士も関係してくることはあるが、最初に挙がってくるのは弁護士や社会福祉士だと思う。困難事例であれば法的な部分や福祉的に分かっていないと解決できない。 令和 6 年度の重点目標で、権利擁護業務の視点があまり触れられていない気がするが、厚生労働省の研修もある。権利擁護業務の視点や虐待等の個別化含め非常に大切だと思うので、権利擁護業務の視点をもう少し詳しく教えてほしい。
谷口会長	認知機能検査の数字について回答をお願いします。
事務局	昨年度は 102 件、今年度は 3 月の予約も含め 135 件位である。こちらについては、会場を増やし回数も 3 回程度増やしたことによるものだと思う。 リハビリ専門職による個別保健指導は、今年度からその場でからだフレイルと判定した場合に実施している。からだフレイルに判定されるのは、握力で筋力が低下した場合、疲労感がある、体重減少がある、運動量が少ないかの質問に対し、「はい」と答えたかたが対象で、そのかたに合ったフレイル予防の体操や筋力アップの仕方をリハビリ専門職から伝えることを実施している。からだフレイルに判定されるかたは 5 割以上でとても多い。
事務局	②支援ができる専門職について回答する。包括には 3 職種として社会福祉士がいる。弁護士より身近な法律的な相談ができる専門職として司法書士としている。弁護士も含めてだが、比較的相談しやすいということで司法書士としている。 権利擁護について、包括で実施してもらうのは個別に事案がたくさん挙がってくると思うが、成年後見地域ネットワーク協議会で先のことを考えていくことになると思う。 認知症になった時に自分の権利をどのように守っていくのか、認知症バリアフリー、認知症について包括の協力を得ながら広めていきたい。個別の事案については、三郷市が把握し成年後見のネットワークで協議を進めていく。解決案を見つけるのが大変な事案もあると思うが、各専門職や弁護士に協力をいただいて進めていく。権利擁護については、ネットワーク協議会で進めていく。
清水委員	ありがとうございます。
丸井委員	若年層の啓発及び認知症サポーター養成講座について、認知症バリアフリーが注目を浴びているが、コロナ禍がそろそろ明けてきたので、小中高等学校や福祉系の大学など若年層に向けて広めていくのは来年度の計画にはないのか。

事務局	今年度も小学校数カ所、三郷北高等学校でも開催している。小学校での反響はとても良く熱心に聞いている様子である。来年度は中学校での開催も出来るよう進めていきたい。
丸井委員	可能であればもう少し上の年齢、福祉系の大学のサークルを巻き込むと具体的に見守り活動など協力が得られるので、とても良い繋がりができると思う。
事務協	三郷市内の獨協医科大学看護専門学校でも認知症サポーター養成講座を開催している。
谷口会長	他にご意見のあるかたはいるか。
山口委員	資料 2 ページ認知機能検査の拡大として、地区サロン等への出張形式の開催について書かれているが、年間予定計画や5月の総会があるので、4月までに早めに情報を教えていただきたい。 次にチームオレンジについて、私達が実施しているほっとサロンラベンダーはスタッフ 4 名が認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を受講し、チームオレンジと認定された。長寿いきがい課が広めていくために講演会を実施しているが、参加できる人はそれほど多くはないと思う。地区サロンや色々な場所にそのような機会があると更に広がるのではないか。
谷口会長	ご意見として参考にさせていただく。 次の議題に移る。
③令和 6 年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容（案）について【資料 3】	
事務局	軽微な変更を加えているが、詳細については資料の通りである。
谷口会長	何かご意見・ご質問等あるか。
清水委員	黒枠部分が変更になった所でいいか。
事務局	そうである。
山口委員	資料 7 ページの網掛け部分が新たに加わった部分だが、この場は三郷市からの報告を受け審議するだけでなく、提案した議題は検討してくれるということか。
事務局	その通りである。
山口委員	そうであるなら、この場が非常に重くなりそうだと感じた。
事務局	この一文については今までも介護保険法に記されていたが、仕様書には記載がなかったので、きちんと入れた方が分かりやすいと判断し付け加えた。
谷口会長	他にご質問等がなければ次の報告に移る。
(2) 報告	
①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【資料 4】	
事務局	一体的な実施とは人生 100 年時代を見据え、令和 6 年度中に全ての市町村で展開する取組みとなる。三郷市では、長寿いきがい課・介護保険課・国保年金課・健康推進課と共同で実施する。高齢者の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す新たな仕組みとして、主な対象者は 75 歳以上の後期高齢者を対象としている。 包括と連携して取り組む事業として、健康状態不明者の把握事業を行うことを考えている。医療・健診ともに未受診で、要介護認定も受けていない「健康状態不明者」を必要に応じて支援に早期に繋げていく事業となる。令和 3・4 年度の 2 年間

	の健康状態不明者のうち、第４・５・６圏域内の 75 歳以上のかたを対象に、高齢者質問票を送付し、返信のなかったかた及び返信内容で支援の必要な高齢者を三郷市職員と包括が協力しながら訪問し、必要な支援に繋げる。訪問は本人と面会できるまで最大 3 回実施する。 3.訪問見込み件数で、令和 3・4 年度の 2 年間の健康状態不明者の人数となる。このかたにアンケートを送付し、令和 6 年度は令和 5 年度の試算をする予定でいる。回収率 50%と予測している。回収率のなかった人とフォローの必要なかたを対象に訪問したいと考えている。他市町村で実施し、アンケート回収率が 8 割程度の自治体もある。
谷口会長	何ご意見ご質問等あるか。
丸井委員	これは今年度から実施するのか。
事務局	来年度から実施予定で、来年度 9 月頃から訪問を予定している。
丸井委員	ありがとうございます。
南委員	本人と面会できるまで最大 3 回訪問するとあるが、実際実態はどうか可能な範囲で教えてほしい。
事務局	まだ実態把握はしていない。来年度からの動きとなる。来年度後半には、どの位のかたに訪問できたのかお知らせできると思う。
丸井委員	とても良い取り組みだと思う。9 月スタートで三郷市職員と包括職員が連携し訪問するとあるが、予算や人員をどのくらい見込んでいるのか。3 回訪問まわりきれなのか。
事務局	アンケートの回答次第と考えている。返信をされない人は、訪問しても会えるのは難しいと思っている。訪問 1～2 回目はノックする程度で、基本包括職員が訪問し、回りきれない所を三郷市職員の保健師が訪問する形で考えている。
清水委員	民生委員は高齢者世帯を把握されていると思うが、関りは持たないのか。
事務局	訪問前に包括から民生委員へお声がけをすることは可能と考えている。
谷口会長	岩井委員何かご意見あるか。
岩井委員	老人会を担当しているが、高齢者宅へお声がけをするのは地域でできるようにしている。協力要請があれば協力できる。
原山理事	民生委員の皆さまや地域の方々にはご協力頂きたいと思っているが、高齢者の個別的支援事業は、専門職が訪問して必要な支援に繋げることが目的である。色々なメニューがある中で、三郷市がこちらを選んだのは、コロナ禍で高齢者のかたが非常に弱っているのではないかと、閉じこもりで自宅から出られないのではないかと等色々な問題が絡んでいると思うので、まずは専門職が訪問していきたいと考えている。初年度は三郷市全体では難しいので、健康状態の悪化が市内でも予測される南部に限って来年度取り組む。実際の結果を反映して、市全体に取り組みを広げていきたいと考えている。
清水委員	包括の職員が全く知らない所でノックをしたら、不審者と思われるのではないかと。実際に住んでいるご近所のかたや老人会のかた、民生委員のかたが繋いでいく形のほうが専門職も対応しやすいのではないかと。今は個人情報に厳しいので、そのようなことができるかは分からないが、動くのは包括・繋ぐのは地域のかたのほう

	が いい の ではない か。
谷口会長	包括職員が行くので医療職・介護職の視点はある。広げていく時に大事なものは、フェイスシートをどのように作っていくのか。また、情報共有をどこまでするのか、どのようなポイントを民生委員からいただくのか等来年度までには固めないと進められない。他市町村の情報も参考に進めていくとよい。新しい取組みで非常に楽しみである。ここにいるかた全員が期待している。 次の議題に移る。
②第9期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について【資料5】	
事務局	第9期計画については、パブリックコメントが終了している。第9期計画については、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年計画としている。 1. 資料29ページ(17)「各日常生活圏域の概要」について、圏域に変更はなく6圏域を維持する。 2. 資料64ページ「3 施策の体系」 基本理念は「みんなでささえあい ともにいきいきとくらせるまち 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」とし、基本目標は 1. 健康で自立した生活の推進 2. 地域で支え合える体制の構築 3. 安心・安全にくらせる生活環境の整備 となっている。包括については、基本目標 2. ④地域包括支援センターの体制の強化を掲げており、施策として 1. 地域包括支援センターの機能強化 2. 地域の関係機関の連携推進 となっており、施策の具体的な内容は資料77ページの通りである。 適切な人員体制の確保、市との役割分担及び連携の強化、センター間における役割分担と連携の強化、効果的なセンター運営の継続となっている。 地域の関係機関の連携推進として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、地域ケア会議の開催としている。 また、数値目標については資料79ページの評価指標の「地域包括支援センターの認知度の増加」を目標とする。 資料87ページ認知症に関する普及啓発、認知症サポーター等の養成、チームオレンジの推進なども包括と連携して進めていきたい。
谷口会長	何かご意見ご質問等あるか。
小林委員	資料77ページ「地域包括支援センターの体制の強化」について、三郷市内だけでなく他市で包括がどのような試みをしているのか、良い事案等を取り込んでこそ運営の強化に繋がると思うが、その辺りの情報共有はしているのか。
事務局	埼玉県から精神事例等の研修会の案内が来た時は、私達が受けていると同時に包括にも案内はしている。積極的に我々から動けるようにしていきたい。
山口委員	資料76ページ「ヤングケアラーへの支援」について、前回の8期には入っていなかったが新たに加わったのは、この問題が今社会的に大きな問題として認識さ

	れているからだと思う。関係課の中に教育委員会や教育現場の繋がりも必要だと思うがいかがか。
事務局	教育委員会の指導課は、各学校を取りまとめている部署であり共同している。ヤングケアラーは発見が難しい。認知症サポーター養成講座を小中学校、高等学校で開催することで自分の家が大変なのかもしれないという気付きになればいいと考えている。また、来月社会福祉協議会が草加市の NPO 法人のかた（昔ヤングケアラーだったかた）を講師として講演会を開催する予定である。社会福祉協議会や様々な部署と連携しながら来年度以降進めていきたい。
谷口会長	資料 64 ページからも分かるように、包括が関わる以外にもたくさんあって、その 1 部分もしくは多層的に包括が関わっているので、全体像として見えにくい。包括は広い範囲で様々な取組みをしているので、ひとつの場所で議論するのは難しい。ここにいる委員のかたは全体像を見て、今自分はどこについて議論しているのか捉えながら進めていけると内容が分かると思うので参考にしてほしい。 次の議題に移る。
③三郷市地域包括支援センターみさと中央の専門職欠員の対応について	
事務局	専門職欠員の対応については、第 1 回運営協議会で谷口会長と事務局へ一任頂き、委託料返還を求めることはやむを得ないという結果となっていた。その後、令和 5 年 11 月に主任介護支援専門員が配置されたことで、専門職欠員返還金を求める期間が令和 5 年 6 月から 11 月までの 6 か月間となる。今後、返還金を求める手続きを行っていく。
谷口会長	次の議題に移る。
④「三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」の改正について【資料 6】	
事務局	三郷市の条例の改正理由については、三郷市が条例を定める元となる国の基準が変わることによるものである。主な改正内容は、包括の設置者の他指定居宅介護支援事業者が市長の指定を受けて、指定介護予防支援を行うことにあたって所要の整備を行う。 ① 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置 ・介護支援専門員 1 以上の員数の配置 ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者の配置 ② 市に対する情報提供 ・市からの求めに応じた介護予防サービス計画の実施状況等の情報提供 ③ 書面掲示規制の見直し ・事業所の運営規定の概要等の重要事項について、「書面掲示」に加え原則ウェブサイトに掲載することの義務化（1 年間の経過措置） ④ 身体的拘束等の適正化の推進 ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない ⑤ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

	・利用者の居宅を訪問しない月において、利用者の同意及び関係者の合意のもと、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする
谷口会長	何かご意見ご質問等あるか。
小林委員	④身体的拘束等について、どれ位の被害を受けた場合が対象となるのか。また、身体的拘束等をする場合はどのような方法か教えてほしい。
事務局	どの程度というのは判断するのが難しいが、身体的拘束をしないで済むように早い段階での分離・精神科の受診・受入れ施設を見つける等の対応をしていく。在宅の場合、部屋の施錠や身体拘束等はないと考えている。
谷口会長	要支援のかたがほとんどで、認知症でこのようになることは考えづらい。現実的には少ないと思うが、精神疾患があり警察も対応をしているかたや、アルコール依存症などでは連絡があるかもしれないと私は想定している。 他にご質問等あるか。
清水委員	今までは包括の委託先がなく困っていて、自分達で抱えているという話があった。今後、居宅介護支援事業所が指定で予防を受ける動きが増えないと、包括の負担軽減に繋がらない。今委託しているかたは自由選択になるのか。
事務局	今後、居宅介護支援事業所と話をしながら、どの程度対応できるのかによって決まらと思う。吉川市や葛飾区等も入れて話を進めている包括もある。どのようなケースなら受けてくれるのか等検討しながら進めていきたい。
清水委員	あまり話が進んでいないということか。
事務局	今回、指定で受けられるのは介護予防支援なので介護予防ケアマネジメントが入っていない。両方を指定で受けられれば話は進めやすいが、今の段階だと指定で介護予防支援を受けていても利用するサービスによって事業所の変更が必要になる。3者で調整しつつ1番良い方向を探っていきたい。
谷口会長	南委員何かあるか。
南委員	現在法人では委託を受けていない。今後受けるかどうかは検討中である。個人的な意見として、今回の法改正で指定介護予防の報酬が大きく伸びなかったところで居宅介護支援事業所としての今後の運営方針は、法人が結論づけることではあるが、実際は要支援を取るなら要介護を多く取ったほうが運営としては良い形になるかもしれない。現時点では、指定を受けるかどうか検討中である。 包括の負担軽減を踏まえ見ていかなければいけないが、現状運営側としては難しい。
谷口会長	厳しい現実があるようである。三郷市がどのような体制を取るのかが重要である。 以上を持って全ての審議が終了した。円滑な議事の進行にご協力いただき感謝申し上げます。以後の進行を事務局にお返しする。
(3) その他	
事務局	谷口会長、ありがとうございました。 本日の報酬の支払いについては、3月5日(火)を予定している。振込口座の変更等があれば事務局まで連絡をお願いします。

	来年度第 1 回については 6 月頃を予定している。詳細が決まったら、事務局より通知させていただく。 閉会のことばを清水副会長からお願いする。
清水副会長	とても活発なご意見があり、良い会議だったと思う。来年度も大変になると思うが、重要なポジションを担う包括においては今後も活躍を期待する。 以上を持って令和 5 年度第 3 回三郷市地域包括支援センター運営協議会を終了する。